

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会  
役員等の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人長崎県社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第22条の規程に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給することとし、法人業務を行う場合に別表1の通り支給する。また、別に定める役職員等旅費支給規程に基づき旅費を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
  - (2) 賞与については、別表3に定める額
  - (3) 通勤手当については、職員給与規程第13条の規定に準ずる額
- 2 常勤役員等が職務のため出張したときは、別に定める役職員等旅費支給規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第10条に準じた日とする。
  - (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は平成29年6月19日から施行する。
2. この規程は令和7年4月1日一部改正し、施行する。

別表1 非常勤役員等の報酬  
日額報酬5,500円

別表2 非常勤役員等の報酬  
会長 日額報酬5,500円  
専務理事 月額350,000円

別表3 常勤役員等の賞与  
6月の賞与 報酬月額×170/100  
12月の賞与 報酬月額×180/100